

あんしんおでかけサービス Q&A

令和7年1月1日現在

項番	種別	質問内容	回答
1	利用対象者	あんしんおでかけサービスを利用できる人は、どのような人ですか。	・品川区在住の高齢者等で、要介護・要支援認定者及び総合事業対象者で、自力歩行（車いす可）が可能な方、また、認定は受けていないが、一人での外出に不安のある方で、ADL及びQOLの向上が見込める方です。
2	利用対象者	品川区所在の介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の入居者は、あんしんおでかけサービスを利用できますか。	・あんしんおでかけサービスの利用はできません。 * 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第24条等で「当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護老人福祉施設サービスを提供しなければならない。」と規定されているため
3	利用対象者	生活保護受給者は利用できますか。	・利用料の支払い（自己負担）が可能であれば、利用できます。
4	利用対象者	区内在住の65歳以下の障害者の利用は可能ですか。	・原則、利用可能です。 ただし、同日同サービスとなる障害サービスや、介護保険での特別給付サービスと一緒に利用することはできません。
5	利用手続き等	あんしんおでかけサービスを利用するには、どのような手続きが必要ですか。	・「利用会員登録申請」及び「利用契約申込」の手続きが必要です。「利用会員登録申請」、「利用契約申込」ともNPO法人品川ケア協議会が指定するサービス提供事業所が対面で手続き（無料）を行います。
6	利用手続き等	認知症や精神障害等で、本人が「利用会員登録申請」や「利用契約申込」ができない場合は、どうすれば良いですか。	・品川区アセスメント表等に、コミュニケーション能力及び精神状態に関し判断能力に問題があると記載のある場合、家族又は成年後見人等が本人に代わって手続きすることが可能です。また、利用登録申請から利用契約締結までの間に、本人の判断能力に問題があるような状況となった場合にも、家族又は成年後見人が本人に代わって手続きできます。この場合、関係書類の家族・成年後見人は自署が必要です。
7	利用手続き等	「利用会員登録申請」に、品川区アセスメント表等を添付する理由はどうしてですか。	・品川ケア協議会指定のサービス提供事業所には、「利用会員登録申請」時にアセスメントの実施が定められています。不明な店がある場合は、指定事業所尾からケアマネジャー等に確認していただきます。

あんしんおでかけサービス Q&A

令和7年1月1日現在

項番	種別	質問内容	回答
8	サービス内容等	あんしんおでかけサービスを利用できる回数や時間について教えてください。	・利用者本人の意欲の向上、ADL・QOLの向上が見込まれる内容の場合、利用回数（継続等）に制限はありません。 利用契約期間が1年間の場合、最大12回（12～18時間）、契約期間が1か月の場合は1～2時間となります。
9	サービス内容等	現在、介護保険サービスを利用して、地元の医院に通院していますが、あんしんおでかけサービスは、通院や院内介助にも利用できますか。	・あんしんおでかけサービスの利用に際し、ケアプランに通院・院内介助が本人の意欲の向上やADL/QOLの向上のために必要と位置付けられている場合には、利用可能です。
10	サービス内容等	通院時に、混雑等でやむを得ずあんしんおでかけサービスの利用時間を延長しなければならなくなった場合は、どうなりますか。	・延長となった場合の時間は、私費（自費）扱いとなります。このような場合も想定し、予め利用契約締結時に利用者に対しサービス料金等の説明を十分に行っておく必要があります。
11	サービス内容等	あんしんおでかけサービスは、デパート等で購入した品物等の運搬に利用できますか。	・利用者の外出同行時における介助のサービスのため、品物等の運搬は、利用者の安全確保の範囲内に限り可能です。
12	サービス内容等	あんしんおでかけサービスは、知人の見舞いに行く場合も利用できますか。	・利用可能です。
13	サービス内容等	あんしんおでかけサービスの利用（散歩）中に、利用者が知人と話し込み利用時間を超過してしまった場合の、①及び②の対応はどうすれば良いですか。 ①同行ヘルパーが、サービス時間が延長になることを利用者に伝えたが、そのまま延長した。 ②利用者本人から「同行ヘルパーは帰って良い。」と言われた。	①延長時間の利用は、私費（自費）となります。 ②家族、緊急連絡先等に連絡し、その場に迎えに来るなど利用者の安全が確保できた場合は、その時点でサービス終了です。連絡がつかない、迎えが来ないなど利用者の安全確保ができない場合は、サービス計画に基づきサービスを継続します。なお、同行ヘルパーは、事業所に報告し指示を受けるようにしてください。

あんしんおでかけサービス Q&A

令和7年1月1日現在

項番	種別	質問内容	回答
14	サービス内容等	あんしんおでかけサービスを利用して電車で出かけましたが、事故による遅延で利用時間が1時間超過しました。この場合の利用料金はどのようにしますか。	・電車の遅延でも、超過（1時間）分は、私費（自費）の利用となります。問10と同様、予めサービス利用契約時の利用者に対するサービス料金等の十分な説明が必要です。
15	サービス内容等	あんしんおでかけサービスで「しながわ出会いの湯」や「スーパー銭湯」での入浴介助は利用できますか。	・入浴介助は、あんしんおでかけサービスの対象ではありません。
16	サービス内容等	あんしんおでかけサービスで、近隣の墓参りを希望する昼間独居の高齢者について、現地で合流する利用者家族に引き継ぐことは可能ですか。	・可能です。ただし、ヘルパーの帰社までの時間は本サービス時間に含まれないため、私費（自費）となります。この場合、予め本サービス利用契約の適用を受けないサービスと、ヘルパーの帰社に伴う交通費（実費）は利用者負担であることの説明が必要です。
17	サービス内容等	利用者から横浜中華街に行きたいので、3時間サービス利用の要望がありました。行き先が品川区以外でも大丈夫ですか。	・目的地が品川区以外でも利用可能です。
18	サービス内容等	3時間利用のサービス途中に、利用者の希望で2時間で終了してしまいました。残り（1時間）のサービスは、後日利用できますか。	・残り（1時間）のサービスは、後日利用できません。利用者の要望で2時間に変更になっても3時間利用の扱いとなります。
19	サービス内容等	90分サービス利用中に、利用者の体調が悪くなり早めの帰宅になりました。予定時間を1時間以上残しており、その分を後日利用できますか。	・残り時間のサービスは、後日利用できません。サービス利用前に利用者の体調確認を行う必要があります。ただし、サービス提供前にキャンセルした場合は、後日利用可能です。なお、キャンセル料が発生する場合もあるため、十分な説明が必要です。
20	サービス内容等	外出先等に制限はありますか。	・外出同行の目的に沿った事業所営業時間内の支援となる場合は、原則、外出先等に制限はありません。
21	サービス内容等	あんしんおでかけサービスに外出前の身支度を含めることは可能ですか。	・あんしんおでかけサービスは、玄関から玄関までが原則のため、身支度等には利用できません。介護保険サービス又は他のサービスを利用してください。

あんしんおでかけサービス Q&A

令和7年1月1日現在

項番	種別	質問内容	回答
22	サービス内容等	あんしんおでかけサービスで、いくつかの病院を回することは可能ですか。	・原則、可能です。ただし、同日に介護保険サービスや特別給付サービスで同内容のサービスを利用している場合は不可です。
23	その他 (サービス提供事業所)	あんしんおでかけサービスを提供する事業所はどこですか。	・あんしんおでかけサービスを提供する事業所は、NP0法人品川ケア協議会指定の事業所です。指定事業所一覧を参照してください。
24	その他 (報告・請求関係)	「実施結果報告書」の提出に関し、私費（自費）を併用した場合の記入の仕方はどうすれば良いですか。	・「実施結果報告書」の合計時間には私費（自費）の時間を含みますが、算定時間数には私費（自費）を除いた該当時間数に〇印を付し、私費時間欄に私費の時間数を記入してください。
25	その他 (利用料等)	あんしんおでかけサービスの利用料等について、詳しく教えてください。	(1) 本サービス利用者が支払う利用料は、次のとおりです。 ① 60分（1ヶ月に1回）：1,620円 ② 90分（1ヶ月に1回）：2,430円 ③ 120分（2か月に1回）：3,240円 ④ 180分（2か月に1回）：4,860円 (2) 交通費等 同行中に利用したタクシー、電車料金や施設入場料は、ヘルパー分も含め利用者負担です。 (3) キャンセル料 サービス利用前日17時以降の無断キャンセルは、申込時の利用者負担金額を請求される場合があります。